

## 第14回 双葉町放射線量等検証委員会

■日時：令和7年4月18日(金) 10:00～12:00

■場所：双葉町役場 大会議室2（議場）

■出席者：(委員)

国立大学法人福島大学 共生システム理工学類 客員教授 河津 賢澄

公立大学法人福島県立医科大学 保健科学部診療放射線科学科 准教授 佐藤 久志

国立法人長崎大学 原爆後障害医療研究所 災害復興科学科 教授 高村 昇

工学博士 田中 俊一

国立大学法人福島大学 共生システム理工学類 教授 難波 謙二

(事務局)

双葉町 副町長 平岩 邦弘

双葉町 住民生活課 課長 中里 俊勝

双葉町 住民生活課 主幹 渡邊 晃教

双葉町 住民生活課帰町準備係 課長補佐兼帰町準備係長 富澤 和績

双葉町 住民生活課帰町準備係 主査 草野 宏季

双葉町 住民生活課帰町準備係 環境省駐在員 松原 直也

双葉町 住民生活課帰町準備係 福島県駐在員 菅野 俊紀

(オブザーバー)

復興庁福島復興局（内閣府原子力災害現地対策本部）次長 樋本 諭

復興庁福島復興局（内閣府原子力災害現地対策本部）参事官補佐 樋口 徳子

内閣府 被災者生活支援チーム 企画官 内山 弘行

内閣府 被災者生活支援チーム 参事官補佐 渡邊 諒

内閣府 被災者生活支援チーム 参事官補佐 佐藤 学

内閣府 被災者生活支援チーム 主査 佐分 智紀

内閣府 被災者生活支援チーム 主査 守田 裕雪

環境省 福島地方環境事務所環境再生課 課長 中村 祥

環境省 福島地方環境事務所環境再生課 専門官 新田 一仁

環境省 福島地方環境事務所環境再生課 調査員 木田 明

環境省 福島地方環境事務所環境再生課 調査員 迫田 修司

環境省 福島地方環境事務所環境再生課 調査員 福士 稔浩

環境省 福島地方環境事務所県中・県南支所富岡分室 支所長 岩屋 照美

環境省 福島地方環境事務所県中・県南支所富岡分室 専門員 武田 悟

日本原子力研究開発機構廃炉環境国際共同研究センター 研究主幹 吉村 和也

東京電力ホールディングス株式会社福島復興本社 グループマネージャー 上野 敏弘

東京電力ホールディングス株式会社福島復興本社 スペシャリスト 斎須 要文

## 1. 開会

【双葉町住民生活課 課長補佐兼帰町準備係長 富澤和績】

皆様、本日はお忙しい中、ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

定刻となりましたので、ただいまより第14回双葉町放射線量等検証委員会を始めさせていただきます。申し遅れました。私、双葉町住民生活課課長補佐の富澤と申します。委員長選任までの間、お手元の会議次第に基づきまして、進行させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

また、本日はオブザーバーとして、内閣府原子力災害現地対策本部被災者生活支援チーム様、環境省福島環境事務所様、日本原子力研究開発機構様、東京電力ホールディングス様に御出席いただいております。

早速議題に入らせていただきます。次第の2、挨拶を副町長の平岩より申し上げます。

## 2. あいさつ

【双葉町 副町長 平岩邦弘】

委員の皆様、本日は御多用のところ、第14回双葉町放射線量等検証委員会にご出席いただき、ありがとうございます。また、委員の継続についてご快諾いただき、深く感謝申し上げます。

当町では、令和4年8月30日に特定復興再生拠点区域の全域が避難指示解除され、令和2年3月に避難指示解除された旧避難指示解除準備区域などを含め、町域の約15%で居住が可能となりました。一方で、町域の約85%が未だに帰還困難区域として残されており、インフラの復旧・整備や除染、被災家屋の解体、生活環境の整備、産業・生業の再生などは緒についたばかりであり、町の復興は途上にあります。

そのような中で、一昨年9月と昨年4月には、中間貯蔵施設エリアを除く帰還困難区域への帰還を目指す「特定帰還居住区域」が認定されました。昨年度の本委員会では、皆さまより特定帰還居住区域の除染や今後想定されるリスクコミュニケーションに関する取組みについてご助言いただいたところで

す。今年度は、特定帰還居住区域の避難指示解除や立入規制緩和に向けて、昨年度以上に除染やインフラ整備を進める極めて重要な年になります。委員の皆さまには、対象区域における放射線量の状況等を専門的な視点からご検証いただき、避難指示解除及び立入規制緩和へ向けてのご意見、ご助言を頂戴できればと考えております。

結びに、双葉町の復興・復旧への一層のご協力をお願い申し上げます、あいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

## 3. 委嘱状交付

【双葉町住民生活課 課長補佐兼帰町準備係長 富澤和績】

それでは、3、委嘱状交付を行います。お名前をお呼びいたしますので、前の方にお進み願います。河津賢澄様。

【委員 河津賢澄】

はい。

【双葉町 副町長 平岩邦弘】

委嘱状。河津賢澄様。

双葉町放射線量等検証委員会委員に委嘱します。

双葉町長 伊澤史朗。代読でございます。よろしく願いいたします。

【双葉町住民生活課 課長補佐兼帰町準備係長 富澤和績】

佐藤久志様

【委員 佐藤久志】

はい。

【双葉町 副町長 平岩邦弘】

委嘱状。佐藤久志様。

双葉町放射線量等検証委員会委員に委嘱します。

双葉町長 伊澤史朗。代読でございます。よろしく願いいたします。

【双葉町住民生活課 課長補佐兼帰町準備係長 富澤和績】

高村昇様。

【委員 高村昇】

はい。

【双葉町 副町長 平岩邦弘】

委任状。高村昇様。

双葉町放射線量等検証委員会委員に委嘱します。

双葉町長 伊澤史朗。代読でございます。よろしく願いいたします。

【双葉町住民生活課 課長補佐兼帰町準備係長 富澤和績】

田中俊一様。

【委員 田中俊一】

はい。

【双葉町 副町長 平岩邦弘】

委嘱状。田中俊一様。

双葉町放射線量等検証委員会委員に委嘱します。

双葉町長 伊澤史朗。代読でございます。よろしく願いいたします。

【双葉町住民生活課 課長補佐兼埴町準備係長 富澤和績】  
難波謙二様。

【委員 難波謙二】  
はい。

【双葉町 副町長 平岩邦弘】  
委嘱状。難波謙二様。  
双葉町放射線量等検証委員会委員に委嘱します。  
双葉町長 伊澤史朗。代読でございます。よろしくお願いいたします。

【双葉町住民生活課 課長補佐兼埴町準備係長 富澤和績】  
以上で委嘱状の交付を終了いたします。  
なお、大変恐縮ではございますが、副町長の平岩は別用務のため、ここで退席させていただきます。

【平岩副町長】  
どうぞよろしくお願いいたします。

#### 4. 委員長及び副委員長の選任

【双葉町住民生活課 課長補佐兼埴町準備係長 富澤和績】  
ここからは着座にて進めさせていただきます。  
続きまして、4. 委員長及び副委員長の選任に移らせていただきます。  
双葉町放射線量等検証委員会設置要綱第5条第1項に基づき、委員長及び副委員長を選任していただきたいと思っております。同設置要綱第5条第2項においては、委員長は委員の中から委員会において互選することとされておりますが、ご推薦いただける方はいらっしゃいますでしょうか。

【副委員長 河津賢澄】  
はい。

【双葉町住民生活課 課長補佐兼埴町準備係長 富澤和績】  
河津先生、よろしくお願いいたします。

【副委員長 河津賢澄】  
ぜひ、引き続き田中俊一先生にお願いできないかと思っております。よろしくお願いいたします。

【双葉町住民生活課 課長補佐兼埴町準備係長 富澤和績】  
ただいま、河津先生よりご推薦の声がありましたので、田中先生を委員長に選任してもよろしいでしょ

うか。

**【委員】**

異議なし。

**【双葉町住民生活課 課長補佐兼帰町準備係長 富澤和績】**

それでは、異議なしというお声をいただきましたので、田中委員に委員長をお願いしたいと思います。恐縮ですが、田中委員におかれましては、委員長席にご移動をお願いいたします。

続きまして、設置要綱第5条第2項におきまして、副委員長は委員長の指名する委員ということになってございます。田中委員長、どなたかご指名いただけますでしょうか。

**【委員 田中俊一】**

引き続き河津委員に副委員長をお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。

**【委員 河津賢澄】**

はい、わかりました。

**【双葉町住民生活課 課長補佐兼帰町準備係長 富澤和績】**

ありがとうございます。

それでは、田中委員を委員長、河津委員を副委員長ということで進行させていただきます。

これからの議事進行は、設置要綱第5条第3項に基づき、田中委員長をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

**5. 議事**

**【委員長 田中俊一】**

田中でございます。引き続き、双葉町のため皆さんご協力いただきますようよろしくお願いいたします。また、河津委員にもぜひ全面的にサポートをお願いしたいと思います。

それでは早速の議事の進行ということで、まず資料の確認をしていただけますか。

**【双葉町住民生活課 課長 中里俊勝】**

はい。それでは皆様、改めまして双葉町住民生活課長の中里でございます。本日はよろしくお願いいたします。着座にてご説明をさせていただきます。

まずお手元の資料につきましては、2から5までございます。

資料の2につきましては、「ご議論いただきたい事項について」という縦長の資料をご用意しております。そちらに、資料2別紙という形で区域図もお付けしてございます。

また、資料3、2024年度における特定帰還居住区域の個人線量計測結果について、こちらの東京電力ホールディングス株式会社さんからご提供いただいた資料でございます。

また、資料4、除染解体作業員の個人被ばく線量（実測値）について、こちらにつきましては環境省さ

んからご提供いただいた資料でございます。

最後に資料5につきまして、特定帰還居住区域等における一時立入を想定した被ばく評価結果について、こちら JAEA さんからご提供いただいた資料でございます。

以上の資料でございますが、お手元でございますでしょうか。

#### 【委員】

はい。

#### 【双葉町住民生活課 課長 中里俊勝】

ありがとうございます。では、私から引き続き、資料の説明をさせていただきたいと思います。

まず資料2についてご説明させていただきます。

まず経緯についてですが、前回の検証委員会において、帰還困難区域への立入規制緩和の判断にあたっては、一時立入する際に見込まれる積算被ばく線量に着目すべきとのご意見をいただきました。ご意見を踏まえまして、町では、関係機関よりご提供いただきました、個人被ばく線量の実測値及び行政区・行動パターンごとの推計被ばく線量をもとに、資料3～5をお示しするものでございます。これからご説明させていただきます、これらのデータなども参考としていただきながら、特定帰還居住区域の一部において、立入規制を緩和して差し支えないか、立入規制の緩和にあたってのリスクコミュニケーションなどの留意点などについて、先生方のお考えをいただければと存じます。

次に、現在の検討状況についてご説明します。引き続き資料2によりご説明しておりますが、区域の位置等についてご確認いただくため、資料2別紙としまして、左上に「立入規制緩和 対象区域」と記載のある資料も準備させていただきましたので併せてご覧いただければと思います。立入規制の緩和の対象として検討しているのは、特定帰還居住区域のうち、別紙区域図で赤に染められた三字、下長塚、羽鳥の各行政区の区域になります。ここで、3行政区を対象とする理由が2点ございますのでご説明させていただきます。1つは、区域図の対象行政区を示した黒い実線のとおり、これらの行政区が避難指示解除済み区域と帰還困難区域に分断されている行政区であり、地域住民の方から分断の早期解消を望む声が多数寄せられていることから、町としても先ず早期に取り組みを進めていくべきと判断するためです。2つ目は、これらの行政区は先行して除染作業が進められており、本検証委員会でご議論いただく上で、十分な個人被ばく線量の実測値があるためです。なお、対象区域の設定でございますが、資料2別紙で赤く染められた区域につきましては、改正福島特措法に伴い、第1期の意向調査で帰還意向有りとお答えいただいた住民の皆さまのご自宅及び生活圏などに基づき設定したものです。現在、第2期帰還意向調査を実施中であり、その結果を踏まえた区域の変更により、対象の3行政区において特定帰還居住区域が追加された場合、その分、緩和の区域も拡大する可能性があることを申し添えます。

今後の進め方については、このあと資料3から資料5の説明をさせていただき、先生方よりご意見を頂戴したあとにご提案させていただきます。

引き続き、資料3「2024年度における特定帰還居住区域等での個人線量計測結果」について、ご説明いたします。こちらは東京電力ホールディングスより提供いただきました資料でございます。

まず計測の概要についてご説明します。こちらの資料は、双葉町内で働く東京電力ホールディングス社員の作業時の個人線量を計測した結果をまとめたものでございます。主な作業は草刈りになります。計

測人数は計56名で、事務所などを出発してから双葉町の特定帰還居住区域や帰還困難区域の屋外で作業し、戻ってくるまでを計測数1人としてカウントしております。現地での屋外作業回数は計125回でした。計測項目は、個人線量計による被ばく線量とGPSロガーによる行動経過です。

続きまして2ページ目は作業場所をプロットした図になります。図のうち、今回立入規制の緩和を目指す箇所をうす黄色で示しております。

3ページ目で、参考までに、航空機モニタリング結果をお示ししております。

続きまして4ページ目に移ります。こちらは三字、下長塚、羽鳥行政区の特定帰還居住区域における個人線量の測定結果でございます。1時間当たりの最大の個人被ばく量は、三字で0.73、下長塚で2.33、羽鳥で0.79と、いずれも基準の1時間あたり3.8マイクロシーベルトを下回る結果となりました。

なお、ここで、お手元でございます、資料3別紙、「2024年度における双葉町特定帰還居住区域等での個人線量計測結果について」と記載のある資料をご覧ください。こちらは、対象の3行政区で最大の被ばく線量を記録した結果についてお示ししたのになります。タイトルをおめぐりいただき、A3の資料となりますが、1枚目が三字、2枚目が下長塚、3枚目が羽鳥行政区の記録になります。上の図は作業員の移動ルートを示しており、下のヒストグラムは作業場所における単位時間あたりの被ばく線量、緑の線はその日の積算被ばく線量を示しております。

資料3にお戻りいただきまして、資料の5ページ目以降は三字、下長塚、羽鳥以外の箇所で測定した記録も含めた全体のヒストグラムをお示ししたのになります。グラフにおいて1時間あたりの被ばく線量が高くなっているデータはすべて町内でも線量の高い山田行政区で作業した際のデータでございます。

6から8ページ目は個人線量と空間線量の関係、7ページ目は行政区位置図をお示ししたのになります。資料3の説明は以上になります。

続きまして、資料4「除染・解体作業員の被ばく線量（実測値）について」をご説明します。こちらは除染・解体作業員の個人被ばく線量について、環境省より提供いただきましたデータを元にまとめた資料になります。

まず測定条件についてご説明いたします。除染・解体の作業員は従事中、線量計を携行し、個人被ばく線量を測定しております。一部の作業員は、特定復興再生拠点区域と特定帰還居住区域の両区域を行き来して除染や解体に従事しており、各区域の被ばくを区別せずに測定しております。作業員の従事内容の例は記載のとおりであり、1日あたり8時間ほど除染や解体に従事しているとご理解願います。

続きまして、次のページ以降にお示しする図の作成方法についてご説明しております。まず、散布図については、縦軸を「従事期間中の累積被ばく線量」、横軸を「特定帰還居住区域での作業時間」とし、作業員1人を点1つとしてプロットしております。また、ヒストグラムについては、作業員1人ずつ、単位時間あたりの被ばく線量を算出し、ヒストグラムにしております。なお、単位時間あたりの被ばく線量は、従事期間中の累積被ばく線量を特定帰還居住区域での作業時間で割ることで算出しております。

3ページ目は下長塚行政区の特定帰還居住区域において、令和5年12月から令和7年2月末の期間、除染・解体に従事した作業員126名についての、上段は散布図と下段はヒストグラムとなります。単位時間あたりの被ばく線量について、最大値や中央値はヒストグラム右側に記載の通りです。これらの数値を用いて単純に試算すると、例えば仮に町民が4～5時間ほど一時立入りした場合、最大値では約6.3～7.9マイクロシーベルト、中央値では約2.9～3.6マイクロシーベルトの被ばくが見込まれると推定できます。

4 ページ目は、三字行政区の特定帰還居住区域において、令和5年12月から令和7年2月末の期間、除染・解体に従事した作業員237名について整理した、散布図とヒストグラムとなります。下長塚行政区と同様に、単位時間あたりの被ばく線量の最大値や中央値を用いて単純に試算すると、例えば町民が仮に4～5時間ほど一時立入りした場合、最大値では約8.2～10.3マイクロシーベルト、中央値では約1.7～2.2マイクロシーベルトの被ばくが見込まれると推定できます。

5 ページ目は、羽鳥行政区の特定帰還居住区域において、令和6年10月から令和7年2月末の期間、除染・解体に従事した作業員20名について整理した、散布図とヒストグラムとなります。作業員数が三字・下長塚に比べて少ない理由ですが、羽鳥行政区は、令和6年4月に特定帰還居住区域に認定され、その後に除染・解体工事を発注したため、令和5年9月に先行的に認定された三字、下長塚より、除染・解体の従事期間が短いためです。

羽鳥行政区についても同様に、単位時間あたりの被ばく線量の最大値や中央値を用いて単純に試算すると、例えば町民が、仮に4～5時間ほど一時立入りした場合、最大値では約2.2～2.8マイクロシーベルト、中央値では約0.4～0.5マイクロシーベルトの被ばくが見込まれると推定できます。資料4の説明は以上となります。

つきまして、資料5の「特定帰還居住区域等における一時立入を想定した被ばく評価結果について」をご説明します。こちらは、JAEAのシミュレーション結果による資料となります。

まず評価結果についてご説明します。こちらは、立入規制緩和を目指している下長塚・三字・羽鳥行政区の特定帰還居住区域で、それぞれ、1日に墓参りと自宅の清掃を行うパターン、神社参拝と自宅の清掃を行うパターンの2パターンを想定した、計6パターンの外部被ばく線量についてシミュレーションしたものです。実際のところ、現状では、墓参りなどで立ち入りする方が町内に滞在する時間は、4～5時間程度であることが一般的ですが、規制緩和後、帰還準備のため午前9時から午後4時まで、都合7時間、町内に滞在した場合を想定して評価しております。評価結果ですが、立ち入り1回あたりの被ばく線量は、最小で2.0マイクロシーベルト、最大で5.9マイクロシーベルトという結果となりました。また、この数値を元にした、月に1度、年間12回の立ち入りを想定した場合の年間の被ばく線量は、最小で0.024ミリシーベルト、最大で0.070ミリシーベルトとなります。

2 ページ目は今回シミュレーションするにあたり設定した任意地点と、墓地、神社をプロットした空間線量のメッシュ図をお示ししたものになります。

3 ページ目は、今回の外部被ばく線量の評価条件になります。まず屋外の空間線量率には、2024年度に原子力規制庁受託事業としてJAEAが測定した結果、及び町が神社にて測定した結果を用いております。自宅の地点設定につきましては、その行政区または地区内の特定帰還居住区域かつ双葉町都市計画区域内で民家が確認できる場所のうち、最も空間線量率が高い場所といたしました。なお、被ばく線量への換算係数には0.6を用いております。また、車両による低減係数は0.8、屋内の低減係数は0.4としております。

資料の説明は以上でございます。これらの資料をもとに先生方には特定帰還居住区域の一部の対象箇所において、立入規制を緩和して差し支えないか、立入規制の緩和にあたってのリスクコミュニケーションなどの留意点などについて、ご議論、ご意見をいただければと存じます。よろしくお願いたします。以上です

【委員長 田中俊一】

はい。ありがとうございます。たくさんの資料を説明されたのでなかなか理解しがたいところもあるかと思しますので、まずは質問から行きましょう。何かありましたら。

【副委員長 河津賢澄】

規制緩和の前に、どのような内容かということを確認したい。というのも月1回、ある程度の時間立ち入るということで、実際に規制緩和したときに住民の方が、どのくらい立ち入るのかっていうのははっきりしない。もう1つは、そういうときに、いわゆる宿泊を伴って構わないとか、そういう規制緩和の際の条件があるかと思うんですね。あと合わせて、チェックをどういう体制で行うのか。道路において完全に何時から何時まではフリーにするとか、一日中フリーにするとか。

そういうことをどのように考えているか聞きたい。

【内閣府被災者生活支援チーム 企画官 内山弘行】

ご質問ありがとうございます。原子力被災者生活支援チームの内山でございます。

ご質問いただいた点につきまして、制度的な観点からどうかということでご説明させていただきます。まず住民の方がどれぐらいの頻度で帰ってくるのかということについては、特段の想定はしてございません。必要なときに必要なタイミングで来ていただくという前提でございます。

それから宿泊を伴うのかという観点につきましては、「帰還困難区域における活動について」というものをまとめておまして、前回の検証委員会でもご紹介させていただいておりますけれども、帰還困難区域で活動するにあたっては、当然規制緩和をした後でも、このルールに則っていただく必要がございます。その中では、宿泊は想定をしておりません。

その上で、実際に住民の方の立ち入りについてチェックするのかといったご質問につきましては、規制緩和をした場所につきましてはチェックすることは想定してございません。

ただ、もちろん個人線量について、どのくらい累積被ばくしているのかといったところを確認をするといった観点では、スクリーニング場に行っただけでしたら、個人線量計の貸し出しをしますが、こちらは規制緩和した後にあっては任意という形になっておりますので、まずここをどうするかといったところは、地域の皆さんともご相談と考えてございます。

【双葉町住民生活課 課長 中里俊勝】

それでは私の方から、今回は規制緩和についての対象の方の考え方でございますが、現在住民の方とお話をしたということではなく、対象区域の方との接触もまだですが、参考となりますのは、特定復興再生拠点のときのような規制緩和の形になると思います。そちらの方につきましては、月に1度準備宿泊等でお泊まりになったというような方というのは、なかなかいらっしゃらず、今回、12回というのは、多めに見積もらせていただいたところでございます。

また対象の方につきましては、三字、下長塚、羽鳥でおおよそ60から70世帯がいらっしゃるというのを想定していますので、その方が一度に立ち入りをされるというのは非常に考えづらいので、おそらく多くても二桁くらいの方が立ち入るのではないかと町としては想定しております。以上です。

【副委員長 河津賢澄】

それと関連して一つ確認ですが、そうすると規制緩和の際には、住民以外の方も自由に入ることが前提になりますか。

【双葉町住民生活課 課長 中里俊勝】

はい。

【副委員長 河津賢澄】

評価するにしても、そういうことも含めて考えていかなきゃいけない。

【委員長 田中俊一】

よろしいですが、高村先生からもコメントしていただければと思うんですが、この被ばく線量のレベルだとね、それほど問題にならないと思うんですけれども。実際には、住民の方が、帰還困難区域に入ってきたときには、ある種の不安感というものがありますので、それを払拭するということが大事。これはあくまでも評価ですよ。だから私は、実測すべきだと思いますよ。

実際に住民が入って来られて、それでどのくらいの被ばくだったか、その線量の大きさと健康上のどのような影響があるとか、そういうことを理解していただく方がいい。

【委員 高村昇】

田中委員長がおっしゃった通りだと思うんですよ。過去、これまでも、いわゆる一時立入の際には、線量計を貸し出して、その数値を持ってリスクを見せるということはやってきている訳ですが、引き続き希望される方にはやったほうがいいと思うし、やはり、いつも私が言うように相場観を持っていただくっていう作業・ステップがどうしても要るかと思います。そこは長崎大学のスタッフが常駐していますので、そういったところとの連携は可能だと思います。数字をもった相場観をもって安心していただけるステップを踏むとよろしいかと思います。

【双葉町住民生活課 課長 中里俊勝】

ありがとうございます。高村先生におっしゃっていただいたように、長崎大学さんの方で常駐していただいている先生にリスクコミュニケーションを担っていただいている部分もございますし、またこの特定帰還居住区域の家屋解体等の状況で長崎大学の先生方が、住民の方にいろいろと接触いただいて、線量を測ったりとか、いろんなこともしていただいているので、長崎大学さんとも連携をしながら町の方としても、不安を軽減いただけるように、きちんと説明をすべく、体制を整えていきたいと考えております。以上です。

【委員 難波謙二】

河津委員の質問に関連した質問ですが、立ち入っての宿泊はできない。例えば誰でも入るってことであれば、何かこう、商売ではないんですが、お客さんに来てもらうようなことは可能と考えていいんでしょうか。

【内閣府被災者生活支援チーム 企画官 内山弘行】

商売ができるかどうかですけれども、あくまで、立入規制緩和はするものの、基本的には帰還困難区域であるということについては変わらない状況ではございますので、商売とかそういったようなものは想定はしてございません。

ただ帰還困難区域の中でも、例えばインフラ整備をするなど、公共目的で何かの整備をしなきゃいけないなどがある場合には、事業許可にかかる申請をいただければそれは事業実施は可能となります。いわゆるサービス業は、対象には想定をしてございません。

【委員 難波謙二】

聞かずもがなかかもしれませんが、静かに家に帰って内職をすることによってということであれば、それはもう黙認ということになりますか。

【双葉町住民生活課 課長 中里俊勝】

ご質問ありがとうございます。おそらく避難指示解除後であれば、そういった先生がご提案をいただいている内職であるとか、いろんな活動というのは、可能になると思われますが、規制緩和の段階ではまだインフラが整っていないという前提でおりますので、まだ電気もガスも水道もないところでの活動は、おうちの片付けであるとか、そういったことに限られるのではないかと考えております。以上でございます。

【委員 難波謙二】

ありがとうございます。分かりました。

【委員 佐藤久志】

たぶん立ち入りして、自分の家に帰って、環境を見て、線量だけじゃなくて住めるのかどうかということを見に行く方が多いと思いますので、ここに入ってどちらかの決断をするときに、放射線の相場から、ここで住んでいけるのかってというのは大事になってくると思います。

医療とかいうか、インフラの問題とか、その辺も含めて考えていかないと。おそらく放射線だけ幾ら対応しても、立ち入る方の安心にはならないかと思っておりますので、この3行政区をいずれ開放するのであれば、その人たちにその場に住むのか、どこかに集中化して移転するのかみたいなビジョンのようなことも合わせて、相場観と一緒に伝えることによってより、帰還される方の安心に繋がるかと思っております。

【双葉町住民生活課 課長 中里俊勝】

佐藤先生、ご意見ありがとうございます。今回、さっきも少しご説明いたしましたが、特定帰還居住区域の制度というのが、帰りたい方の自宅とその生活圏について解除していくというところではございますので、なかなか拠点のような、全体的に解除、面を大きく解除するというような前提ではございません。やはりおっしゃっていただいた通り、住民の方は拠点のときより不安感があるかもしれないというのは町でも考えています。住民説明会でも、隣が帰ってこないのに、自分が帰るのは不安だなあとか、結構そ

ういったお声というのは、お聞きしていますので、町としてもそういうインフラの整備でありますとか、もちろん一丁目一番地はリスクコミュニケーションなると思うんですが、住民の方が、なるべくその不安感を軽減できるような、寄り添った形でいろいろと何か横断的に取り組んでいきたいと町でも、常々考えているところでございます。以上です。

**【委員 高村昇】**

関連してちょっと確認したいんですけども、いわゆる立入規制緩和区域の3地区ですね、現在特定帰還居住区域が入ってるわけですけども。それ以外のところ、例えば、当然ながら特定帰還居住区域であると電気とか水道とかが通るかと思いますが、それ以外の帰還困難区域、立入規制緩和をする地域というのはどうなるんですか。そこはまだ電気とか水道とか通らないんですか。

**【双葉町住民生活課 課長 中里俊勝】**

高村先生のご指摘の通り、特定帰還居住区域で避難指示解除の対象となる区域については、インフラの整備というのが、避難指示解除のための3要件の1つとなっております。今は調整中でございますが、もちろん解除するにあたって、必要がある部分というのがあると思います。例えば道路の周りであるとかその他様々なところについては、町としても帰ってこられた方がご不便をおかけしないような形で、国さんの方と調整しながら、整備などについては進めてまいりたいと思います。

ただ、今回は面的な整備ということではないものですから、特に山であるとか、またインフラについては、同じ行政区の中でも状況は変わってくると考えております。以上です。

**【委員 高村昇】**

そうであれば、今言われた情報を積極的に広報された方がいいと思います。線量がこのぐらい、さらに、例えば一時的に立ち入りした場合には、水を使えますよとか電気使えますよとか、ただし、家に泊まるはちょっとというような。そういうポジティブな、1回立ち入りしてみようかなと思うような情報を広報していただければいいかなと。

**【双葉町住民生活課 課長 中里俊勝】**

ありがとうございます。こちらのスケジュール感につきましては、まだお示しできる段階にはなっておりませんが、町といたしましては、まずこの委員会のように先生方に検証いただいた後に、議会であるとか、或いは地域住民の方にご説明させていただくような機会を考えております。住民の方については、住民説明会という形でおいでいただいて、具体的に皆さんからご意見を頂戴し、そこで町としてお答えしていくというような形で考えています。その結果につきましては、また機会を見まして、検証委員会等でもご紹介をさせていただければと考えてございますので、よろしく願いいたします。

**【副委員長 河津賢澄】**

おそらく立入規制緩和をしても影響はないだろうというのは、我々委員として共通認識だと思うんですね。ただ住民側から考えた場合、1つはですね、除染状況がどうなっているか。それから、実際今回の解除される場所の線量がどうなっているか非常に気になることだと思います。

特定帰還居住区域内の除染状況ですね。今後、おそらくもっとやっていけば下がっていくのだろうということも想定できるので、今結構下がってきているけどもっと下がりますっていうことを、併せてアピールしていったほうがいいんじゃないかな。

或いは、現在の除染状況において線量率はどうなっているか。それから、実際に線量が高いところはど  
うするのか。今は区域全体で測っていますから、個別に測っていくと、おそらく線量の高いところとい  
うのは必ず出てくんじゃないかな。そういうときに実際の個人線量率を見れば、おそらくそんな大した数  
字ではないことはある程度理解しているんですけども。これ一般の方に聞かせると、やっぱりちょっと  
高いと気になることもありますかと思えます。そういうことに対してどういうふう考えていくか。こ  
れはリスクミとしても大事なことだと思います。その辺どのようにお考えでしょうか。

**【環境省福島地方環境事務所環境再生課 課長 中村祥】**

環境省でございます。ご質問、ご審議の方ありがとうございます。

現在、先ほど町様からもございましたが、先行的に区域認定された三字・下長塚につきましては、一昨  
年の12月から、そして羽鳥については昨年の認定を受けて昨年の後半から除染の方を始めさせていた  
いでございます。三字と下長塚につきましては、すでに完全に、概ね完了すると申し上げられるよう  
な状況にはございませんが、一定程度の進捗はしてございます。

また一方で、羽鳥の方も着手させていただいており、まだ引き続きやらなければいけない箇所も多  
く残っているとは思ってございますが、その点おっしゃる通り、規制緩和の時点においても、引き続  
きできる限り除染を進めたいと思っております。また、もし緩和に際して住民の方からご懸念である  
とか、或いは個別のホットスポットの相談とかがあれば、実際の除染作業の中で柔軟に対応し、  
その時点でご懸念のところを確認させていただいて、場合によってはさらに除染をすることも可  
能と思っております。

いずれにしても下長塚・三字・羽鳥に関しては、より迅速に除染を進める方向で、我々も現  
在対応してございますので、その点今のご指摘を踏まえまして、よく町さんとも連携しながら、  
住民の方のご懸念やご不安を払拭できる形で除染を進めていければと思っております。

**【双葉町住民生活課 課長 中里俊勝】**

町側といたしましては、その線量の数値を町に提供いただき、線量について不安があると住民にお  
っしゃっていただける場の提供というのは非常に大事だと思っております。そこを例えば長崎大  
学さんのともいろいろと連携をしながら、住民の方のご意見をお伺いして、本当に高いとい  
うことになれば、フォローアップ除染など、環境省さんをお願いをしていくというよう  
な形で、なるべく住民の方が自由に意見を言えるような場所をまず提供すべく、町とし  
ては考えていきたいと思っております。以上です。

**【委員長 田中俊一】**

この委員会の所掌じゃないかもしれないけど、除染ありきなんですよ。除染というのは、ど  
れだけの線量率にするとか、どこまですべきというものがないんですよ。だから除染を  
したかしないかで判断している。本当は、今からでもいいから、一応このレ  
ベルまでは下げると。そうじゃないところは少し後回しにするとかね。そ  
ういうもっと科学的な、尺度がいるわけですよ。そういうところがね、今  
回の福島島の復興の遅れにも繋がってきている。除染したかしないかは関係ない  
んですよ。この数字を見る限

り、私の個人的な意見から言うと、いつまでも解除しない理由はないですよ。

とは言うものの、一方で住民の方は線量についてのいろいろな不安があり、それをどのように払拭していくかっていうのは、もちろん測定も必要だしその値をどういうふうに解釈、理解するか考える努力が必要。そういう点で、もっと進んだ対応もあるんじゃないかと思う。他の市町村を見ている。この辺りこの委員会としてどういうコメントを出すのかというのも今日のテーマであります。

#### 【委員 佐藤久志】

今回の委員会は線量と健康影響、リスコミがメインなので、本当は除染してこの位下がって、住民の方にそれを伝えて、帰れますよって話になるかと思いますが、おそらく住民の方は、これだけ年月がたって、線量に対する考え方とかもある程度できているかと思いますが。不安があると言いつつ住むモチベーション、戻ってきて何をするかというところに今度ステージを持っていくこと。例えば、飯館みたいに花を作るとか。戻った後にやることがないと思ったらそこで終わっちゃう。もう次のステップは、おそらく戻るための線量がどうこうより、戻った後に、その人が何をしたいのか、例えば、農業したいのかどうなのかっていうのを、目標を次のステップに持っていくこと。線量の不安はある程度あるけど、それを果たすために僕は戻るんだよっていう理由づけをつけられるようにしてあげることがすごく大事だと思っております。僕は今がん治療しているんですけど、がん治療が終わるところにゴールを持っていると治療を終えた時点で燃え尽きちゃって、鬱になっちゃうんですよね。やっぱり終わった後、何をしたいかっていうモチベーションがある人たちは、治療が終わった後スイッチを切り替えて、副作用とかはあるけれどもある程度元気にやっている人が多い。

全く違う話になっちゃうんですけど、年齢がどんどん上がってきて、例えば85歳の人に線量の話をして、もう全く意味がない。85歳の方からすれば、今まで住んでいた場所で例えば農業したりとか。もっと現実的な、放射線の線量じゃないところもあると思いますので、そういうところの層分けっていうのも、何か必要なのかなと思います。

#### 【双葉町住民生活課 課長 中里俊勝】

ありがとうございます。本当に佐藤先生おっしゃっていただいた通りで、住民説明会で、住民の方とお話をしますと、戻ることではなくて戻って生活していくこと。例えば今回お話をしました通り、なかなかまだ営農というのが具体的に持ち合わせてない中で、いや田んぼやりたいから戻るんだよとか、畑作りたいから戻るんだよっておっしゃられた方が、佐藤先生おっしゃる通りいらっしゃいます。そういった戻る動機というのは、私たちも多数お話を聞いているところです。町に戻ってきていただいて、どういうふうにお暮らしいたいて、どう生きがいを見出いただくのかっていうところは、そこは担当課である住民生活課だけじゃなくて、町全体で考えなくちゃいけないことだと思っています。そこにつきましても例えばリスコミュニケーションの一環として、いろいろ取り上げアピールしたらいいんじゃないかとかいうことも含めて、先生方にも、ご提案いただきながら、町としても、戻ってきてよかったなと思っただけのような町づくりを目指して、職員一同頑張っていきたいと思っておりますので、またご指導の方よろしくお願いたします。

【委員長 田中俊一】

ずっと思ったんだけど、戻りたい、戻ってこういうことをしたいっていう積極的な方がいたら、個別に安心してそこに戻ってやりたいことをやれるようにフォローアップすること。手間もかかるかもしれないけれど、そんなことも必要なのかなと思う。

【委員 難波謙二】

私もそれを申し上げようと思ってました。

ネガティブな表現かもしれませんが、戻りたいと思ってる人を支援すること。不安の解消だけじゃなくて、そこも必要なのかなと思いました。さっきの最初の質問はそのためでしたんですけども。ただそうすると立ち入るのが毎週週末ぐらいなのか、毎日来るのかというシナリオについて、田中先生おっしゃるとおり個別の相談が必要になるのかなと思います。

【委員長 田中俊一】

ちょっと遠回りみたいですけれども、そういう人たちの影響力はものすごく大きい。大丈夫だよって隣近所の人に言うと、ああそうかって思う。そういうことも含めて、町として、どうすれば戻る意思があるかどうか個別にフォローしていく考え方もひとつあるのではないかと思います。

一般的な除染とか、こういう被曝線量評価をやっても、正直言って住民の帰還にはあんまり効果がないと思う。高村先生もおられるから、もし健康上の心配があれば先生からお手伝いいただくこともできるかと思いますし。

【副委員長 河津賢澄】

関連してなんですが、例えばキノコや山菜を取ってきて、これの評価っていうのは、もうある程度問題ないということがわかった。ただそれを、国も基準値を作ったっていうところもあってなかなか言えない。逆に言うと、いろいろ個人的に話していると、ずっと食べているけど全然問題ないよという人もいっぱいいるし、そういうのもちょっとアピールする方法といますかね。

実際には、食べたい、採りたいっていう人もいるんだけど、基準値のためになかなか進まないっていう部分もある。これは多分国で変えない限りは、なかなか難しいのかもしれないけれど。そういったこともやはり、全体的に考えるべき時期にも来てるんじゃないかと思うんです。ぜひその辺で何か見解があれば聞きたい。

【委員長 田中俊一】

もともと食品安全基準を作ったとき国際基準 1000 なんですよね。キノコとか山菜類は 10000 なんですよ。

私は飯舘に住んで7年半になりますが、春から秋まで山のものはたくさん食べる。みんなで一緒に食べると皆さん何にも気にしないですよ。気にするようなレベルではないわけで。

例えばこの辺で有名な猪鼻きのこなんて1キロも2キロも食べられるわけがない。食べたってどうってことないんですけどね。おっしゃる通り最初におかしい基準を決めちゃったんですよ。それは1回決めると直せない、直さないっていうところがおかしくて、本当は現実に合わせて、もう少し合理的に直し

てかなきゃいけない。

それでこの地域で採れるものを食べて生活するということが帰ってきたという実感が湧く。そういうところをもっと大事にしてほしい。一種の生活文化ですから。

**【委員 高村昇】**

私前回申し上げたんですけどやっぱり今、ICRPという放射線防護文化をいかに根づかせるかは非常に重要だと思います。今言われたように、戻ってキノコや山菜を食べる、或いは野菜作って食べるっていう生活に戻りたいっていう方はやはり一定数いらっしゃると思うんですね。そういった方が安心して暮らせるような、或いは安心して立ち入りできるような環境を作ることが大事。今も、双葉町は食品検査を持ってやってらっしゃると思うので、もっとアピールして、ここに来たときはここで測れますと、何らそこで疑問があったらデータについては長崎大学のスタッフが答えますと、このようなことをしっかりアピールしていただければと思います。そうすると、先ほど言ったように、食についても相場観を持つというステップを踏むことができると思います。まず双葉町でやるべきことはそういうことじゃないかなと思います。

**【委員 佐藤久志】**

全く関係ない話なんですけど、僕は県内で放射線治療に携わっている者として、皆さんは下から攻めていくリスクミを頑張っているんですけど、僕は破壊的に上からいくリスクミをしています。例えば双葉町の癌患者さんに放射線治療の説明するときに、あなたの地域で受ける線量の10万倍を今回被ばくしますという説明をします。治療で使ってる機械は、今核燃料の線量が危ないって言ってる原発の線量率よりも高い機械を使って、放射線治療して、がんを治療するんですよみたいな。すると1回壊れるんですけど、ちゃんと最後笑って終わることができますので、僕はこう上から攻める方の破壊的なリスクミっていうのも、常にやっております。あとはよく退院する患者さんが僕に質問してるんですね、これいいんですかあれしていいんですかって質問なんですけど、おそらく病院の指導はすべて規制の方に入ります。これしたらダメ。あれしてはダメ。ダメと言われてそれを聞いた患者さんは帰るのをやめようかなっていう話になるんですね。ですから、病院の指導はこうだけど、個人的にはこうだよみたいな感じで、さっきの規制と摂取のバランスを上手く取っていくことも、リスクミの方法としても有効だと思います。特に窓口の方々に、ダメダメっていうとなかなか対立してしまうので、これはいいんじゃないみたいな感じでやってもらえればいいかなと思います。以上です。

**【委員長 田中俊一】**

住民の方が帰るためには、除染とか線量率とかだけではなく、考え方を一步前進してみてもいい。委員会としてはそういうことも助言できます。町としては受けとめにくいと思いますが。

**【双葉町住民生活課 課長 中里俊勝】**

私の私見も入ってしまうかもしれませんが、特に山の方にお住まいの方は、自分のテリトリーの中に、秘密のキノコや山菜の採取場所があって、何人か共通の仲間を連れて取りに行ったりだとか、取ってきたものをみんなで食べて楽しかったねっていう体験がおそらくすごく楽しくて、戻ったらまた、みんな

で食べたいよねっていうところに繋がってるんだと思うんです。

町としても、正しい知識の中で、生きがいつくりを皆さんにどれだけご提供できるか。本当に繰り返しになりますが、現場の職員はどのような形で皆さんによかったとおっしゃっていただけるのか、全庁的に考えていきたいと思っています。

【委員 難波謙二】

同じことの繰り返しかもしれませんが、相場観というのを高村先生がおっしゃられていましたが、放射線量に関しては3.8 $\mu$ Sv/h、年間20mSvというのが国から示されている一方で、その除染後の環境省の説明で3.8 $\mu$ Sv/hはもう超えるところはない。だけど、大体その1 $\mu$ Sv/hぐらいは切ってるというのが示されていて、1 $\mu$ Sv/h切っていれば、年間5mSvぐらいかなっていうところで大丈夫なんじゃないかなというそういう相場観が、何かこう、外部被ばくに関してはできてきているような感じはする一方で、食べ物に関しては、福島大学の学生なんかでも、100 Bqとか危ないっていう人もいるし、全然気にしないという知識がなくて気にしてないっていう人もあって、だから食べ物に関しても、何か相場観を作っていくだけけれどもそれを国の基準が阻んでいるのが現状と認識しています。測定したその値の意味っていうのも伝えながら取り組んでいければと思います。

【委員長 田中俊一】

線量率だけで見ると、規制をする必要もないぐらいなんです。ただし、申し上げたように頭で理解するには、やっぱり実測してフォローして、それをベースに放射線被ばくについての常識レベルを上げていくこと、こういったことは、ぜひ高村先生にもご協力いただいてやっていくというのが一つ。ぜひやっていただきたい。低い高いではなく、今の段階ではまだそういうプロセスが必要だろうと思います。

それから生きがいつくりみたいなものをどのように作っていくか。内部被ばくについても、放射能を体の中に入れるとすごく悪いことが起きるっていうふうに思われているんだけど、この世の中に放射能含まない食べ物なんかないよって私いつも申し上げているんですが、自分だって身体の中に7~8000 Bq持っているわけで。そういう知識を住民の方にすこしずつ持っていただく努力も必要かもしれないですね。そうしないと食べ物に対する恐怖心が先行してしまう。その辺も今後の課題ですね。

【双葉町住民生活課 課長 中里俊勝】

これにつきまして本当に先生おっしゃる通り、どうしたら、皆さんに安心して戻っていただけるのか、そして規制緩和をしていく中で、どういうことに気をつけなくちゃいけないのか、先生方に検証いただいて。戻ってきたときにこういうことを気をつけてとか、こういうようなことをやるべきとか、というように踏まえた上で、ご提案をいただき、住民の方、議会の先生方にも、こういうご意見をいただいたので、町としてもやっていきますし、国の皆さんにも呼びかけていきますというような、そういったことが先生方からご提案いただければ、非常にいいかなというふうに考えております。

【副委員長 河津賢澄】

今話聞いていて、私いくつか他の町でも除染検証委員会でやっているんですけど、やっぱりその町によって、住民の方の考え方や受けとめ方が違っているっていうように結構感じるんですよ。双葉でも今ま

でも議会だとか、それから住民説明会とか、いろいろやりとりがあったと思うんですけど。放射線に関して、どういうところに不安があると考えておられるのかなというところが気になる。我々もいろいろと聞いていて、科学的に考えればこうだよってことは言えるけど、リスコミの話になりますけど、本当は具体的にどういうところに不安があるのかお聞きしたい。

**【双葉町住民生活課 課長 中里俊勝】**

非常に振り幅が大きくて、「俺はどんなに被曝しようがここに帰るんだ。全然不安も何もない。」という方もいらっしゃるそうでない方もいらっしゃいます。あと住民説明会では、井戸は大丈夫だろうかというご質問は、何人かの方からありまして、それについてはきちんとした通知とかそういったもので皆さんにお示しできて、ご帰還に当たってご不安がないように、町としても、県と連携したいと思います、というような話をさせていただきました。あと本当に食べて大丈夫なのか、みたいなことから始まる方もいらっしゃいますし、やはり非常に振り幅が大きいんですけど、私としてはやはり井戸は大丈夫だろうかという意見は印象に残っているところです。

**【副委員長 河津賢澄】**

ありがとうございます。その井戸のデータといいますか、検査すれば当然出てくる話ですし、全然問題ある数字は出てこないだろうと思いますけど。

実際にやっぱり示すっていうことはすごく必要だと思います。当然やんなきゃいけない。

**【双葉町住民生活課 課長 中里俊勝】**

まだ実際に行っていないんですけど、井戸とかそういった水質検査については、いろんな機関と連携をしながらやっていくべきと思っていますので、そういった情報については、町としても、聞かれたときには速やかに答えていければと思います。とにかくそういったご帰還いただくだけじゃなくて、我々役所の職員として、聞かれたことは、もう何らかの答えとして、こちらで対応できなかった方については速やかにつなげて、きちんとそのアフターフォローしていくっていうところは、これからいただくご意見以外のことでも、やらせていただくところです。

特にご帰還っていうところは皆さん本当に人生かけて戻ってこられるっていうところがあるので、そこは本当に真摯にやっていきたいと考えています。

**【委員 難波謙二】**

井戸について、放射能は多分大丈夫なんですけども、何に使われるか次第ですけれども、もちろん水道水質も基準全部違うので、放射能が大丈夫だから大丈夫とは言えない。念のため。

**【双葉町住民生活課 課長 中里俊勝】**

おっしゃるとおりこの件については保健所とかなどにもつなげながらきちんとやりたいと思います。ありがとうございます。

【委員長 田中俊一】

たぶん不安というのは各人でいろいろですね。実際に、仮に戻ってきた場合に対応できるような体制がないようだったら、ぜひ作ることは必要だと思います。ある程度はできていると思いますが。

【双葉町住民生活課 課長 中里俊勝】

ご承知の通り、もともと双葉町は小さいコミュニティの自治体だったので、役場の職員と住民の方の距離は密接で、住民へご説明する体制といったところでの準備というのは進んでいると思うんですが、やはり知見を持ってデータを示しながら説明する体制というのは、役場の職員もまだまだ足りない部分があると思っていますので、先生方にいろいろご相談をさせていただいたことも踏まえて、今後対応していく必要があるのかなと思います。

なかなか今も、いろいろとご意見いただく中で、町としてどうすべきか日々考悩みながら、仕事させていただくところがあるので、正直に申し上げて、まだまだ先生方のご意見であるとか、お力を借りなくちゃいけないと考えてございます。

【委員長 田中俊一】

我々ができることは、やらせていただこうと思うんですが、やっぱり日常的に放射能の測定とか、きちんとデータを提供するためのシステムというのは、お金のかかることかもしれないんですが、町の再生復興という観点から、作っておくということも大事かと思えます。

私は個人的に飯館にいつから線量計を買ったりしていろいろやってきましたけれども、本当はそのぐらいは行政がきちんと対応していかなければならないんですよね。そうじゃないと、長続きしないんです。その辺をぜひご検討いただいた方がいいかと思えます。

【委員 高村昇】

双葉町の1つの大きな特徴として、やはり避難した経緯から一般の住民の方が分散していて、しかも県外の方というのが特徴かと思うんですね。うちの長崎大学のスタッフも県外の説明会とか出させていただいているんですけども、やはり温度差ありますよね。福島県内で情報得ている人と、福島県外にいて情報得ようとしている人でかなりギャップがあるかなあというのが正直あります。そこでやっぱり一貫して言えるのは、リスクコミュニケーションについて、双葉町で取ったデータを見せて、その結果としてこれは問題ないんだ、或いは、ここは注意して欲しいけども、基本的には大きな問題はないんだってことをきちんと示してあげることが重要だと思うんですよ。双葉町のデータを取ってそれを見せることが大事だと思います。

もう1つ、これはちょっと離れるかもしれないですけども、どうしても原子力災害の大きな特徴として、メンタルヘルスの問題っていうのが出てくると思います。私見てと思うんですけども。やはり住民から強く言われると、職員の方のメンタルが非常に気になりますよ。ですから、長崎大学の拠点として大熊町の方に臨床心理士を置いています。ですから復興にあたって、かえって心が参ってしまうとこれはもう何たることかということになりますから。そういったところもやはり、ケアして特に職員の方のストレスっていうのは、問題にあるケースがどうもあるかなっていう印象がありますので。

【双葉町住民生活課 課長 中里俊勝】

ありがとうございます。高村先生にご指摘いただいた通り、職員のメンタル、震災直後から私も含めて大変なことだったんですが、おかげさまで住民の方からの、強い叱責は減ってきたかなという印象です。ただ、なかなかその蓄積でやっぱりいろいろと、今後、職員、せっかく、新しく入っている職員の方もおりますので、職員のメンタルについては、継続して対応していくべきものと考えています。

また財源に関しましては、やはり町だけで解決できる話でもないと思っております、やはり国さんの方にも町からいろいろとお願いすることが出てくるかと思えますし、ここは必要だということを中心に説明申し上げながら、対応させていただきたいと考えております。

【委員長 田中俊一】

今日の資料の説明、立入規制緩和については大体申し上げたものでよろしいですかね。

【双葉町住民生活課 課長 中里俊勝】

はい。ありがとうございます。

【委員長 田中俊一】

これはこれとしているいろんな評価としていいんですが、やはり実測というのが原点ですので、それを住民によくわかるように発信すること。

除染の問題で言うと、何となく、環境省的な説明ではなくて、住民の意向を踏まえたスケジュール感も含めて発信することが重要。あとは、先生方からのご指摘もありますので、リスコミとか長崎大学のボランティアベースではなくて、きちんと体制を考えていく段階かもしれないですね。一番効果的なのは、住民の方の中から戻ってくる人が出てきて、その人たちから発信できるようになると一番いいですよ。

私は長泥の事業が始まる前から関わっていますが、住民の方に一緒に手伝ってもらっていて、放射能がどうか誰も言わないですよ。場合によっては、長泥の住民の話聞く会があれば話をしたいと思えます。

【委員 難波謙二】

メンタルヘルスの関係で私は専門ではないんですけど、隣の町なんかで、帰還された方のメンタルヘルスについて、寂しさを感じている、自分は帰ってきたけど周りは帰ってこない。戻らないんじゃないかと、やっぱりそういう気持ちになる。今回の緩和で複数の方々関心を示しておられるのでしたら、そういうコミュニティを大切にしていくことは重要なのかなと思います。

【双葉町住民生活課 課長 中里俊勝】

先生ありがとうございます。

やはり帰ってくるのは、避難前のコミュニティが楽しかった、そういうところに帰りたいんだっていうのは非常にやはり皆さんおっしゃるところで、よく私もお聞きしたりするので、そういったコミュニティの構築についても、町としてもいろいろ、今どのようなやり方があるのかなっていうのは皆さんのご意見を参考にしながら、検討して参りたいと思えます。ありがとうございます。

【委員長 田中俊一】

今までの議題は一応ここで切って、また後で話せればと思いますが。  
では最後の議題について資料2の5ですかね。説明をお願いします。

【双葉町住民生活課 課長 中里俊勝】

皆さんご意見ありがとうございました。それでは資料2にお戻りいただきまして、今後の進め方についてご提案させていただきたいと思います。

ただいま、ご意見、ご議論いただいた内容を踏まえまして、検証委員会より、立入規制の緩和の実施に向けて、中間報告を頂戴するという形をお願いできればと考えてございます。

然る後、町議会や先ほど申し上げました住民説明会での地域住民の方へのご説明と、そこでいただいたご意見などを踏まえまして、バリケードの撤去、規制緩和の実施という運び、とさせていただきたいと思います。

これらのプロセスを経てということもあり規制緩和の時期は、正式に確定したものではございませんが、令和7年中、年内を目標としてございます。

そのために、大変タイトなスケジュールとなりますが、来月の中下旬には報告書を取りまとめるための本委員会の開催をさせていただければと考えてございます。

事務局の方からは以上でございます。

【委員長 田中俊一】

報告書の提案はしていただけるでしょうか。

【双葉町住民生活課 課長 中里俊勝】

事務局より提案をさせていただきたいと考えてございますので、よろしくお願いいいたします。あとこちらにつきましては先生方にいろいろとわかりやすいように、調整とかそういった段階で、お示しできる部分についてはお示しをして、皆さん方よりご意見を頂戴するという形にさせていただければと思いますのでよろしくお願いたします。

【委員長 田中俊一】

原案をつくっていただけるとのことですので、それについて先生方のコメントを積極的に出していただくということでもよろしいでしょうか。

【双葉町住民生活課 課長 中里俊勝】

はい。ありがとうございます。

【副委員長 河津賢澄】

来月ということでもかなりタイトな感じがしたんですけど。その時のデータっていうのは、その時にわかっている、例えばその各地域の線量率とかそういうのも、データとしては出てくるということでもよろし

いでしょうか。

**【双葉町住民生活課 課長 中里俊勝】**

はい。河津先生のおっしゃったようなデータについてはお示ししたいと思っています。

**【委員長 田中俊一】**

そういうデータとかいろんなこと全体を見ていただいて、そうですね多分、規制緩和についての被ばく線量という観点からいったら、特段心配する必要はないけれども、住民の不安の払拭に繋がることも含めて、予算要求につながるような話になればいいと思うので。ぜひその辺も工夫して書いていただければと。

オブサーバーの方で何か言いたいことあればどうぞ。

**【環境省福島地方環境事務所環境再生課 課長 中村祥】**

本日はいろいろ除染に関しても、ご指摘もいただいてありがとうございました。田中委員長のおっしゃられた通り、確かに除染については避難指示解除のときには明確に、年間 20mSv については当然面的に見て目指すべきというところがあるかと思いますが、その先どこまで考えてみたいなところについては、長期的な目標としての年間 1mSv はあるとしても、除染ではどうかという点については、はっきりとした線がないというのはおっしゃる通りかと思っております。この辺りは本日の議論でもあったような、いわゆる相場感みたいなところに、どうしてもある程度、確認しながらの作業になってしまうということはおっしゃる通りかと思えます。

相場感ということになると、どうしても町々でやはり違っていたり、或いは同じ町でいうと拠点ではどうだったのか、そういう見方になってくるところもあります。すべてのポイントにおいて何マイクロシールドになってなきやいけないのかとか、そういったところまで深く広い意味での議論をした結果として、大丈夫であるというところにまで我々の除染作業の中でそこまで至れているかという点、それがすべてできているかという点については確かに少しまだいかなない点があると私も思っている次第です。どうしても作業していくときには、作業の中できちんとやるべきことをやっているという点も、実際にご地元の方に示していく必要があります。一方で同時にどれぐらいであれば大丈夫みたいな、或いはご安心いただけるというところについては、実際にリスクコミュニケーションをやっていただいている、例えば長崎大学の方や、我々の方で把握している専門家とうまく連携しながら、除染とその先に向けての安心といいましようか、地元の方のリスクコミュニケーションへつなげていけるように、我々としても取り組んでいきたいと考えているところでございます。

**【内閣府被災者生活支援チーム 企画官 内山弘行】**

本日は貴重なご指摘ご意見ありがとうございます。

先生方からご指摘いただいた線量はどうかというところもさることながら、住民の方が帰ってきちんと生活できるようにするためには何が必要なのかということもご指摘あったと思っております。そういう意味で、我々も、町ともよく連携させていただきながら、お帰りになって農業がしたいとかそのためには何をしなきやいけないとか、線量も含めてご不安を感じておられることであれば、どういったこと

ができるか、もちろん制度であったり予算だったりというところは、ご準備させていただいているものもございますので、そういったところの活用の仕方も含めて相談しながら対応していければと思います。本日は大変参考になるご意見、ご指摘ありがとうございました。

【委員長 田中俊一】

先生方からは委員会がプラスになるご意見をいろいろいただけるとと思いますので、ぜひご活用ください。縁があるわけだから。

【双葉町住民生活課 課長 中里俊勝】

ありがとうございます。

【委員長 田中俊一】

すし時間は早いですけど、予定した話はすべて終わったかと思いますので、終わりでよろしいでしょうか。

【双葉町住民生活課 課長 中里俊勝】

はい。ありがとうございました。

【双葉町住民生活課 課長補佐兼帰町準備係長 富澤和績】

ありがとうございました。では次第の方に戻ります。

6 その他について、皆様から連絡事項等ありましたらお願いいたします。

では最後、事務局の方からご連絡差し上げます。

先ほどお話でも出ましたが、次回の中間報告の案のまとめに係る委員会について、5月中下旬に実施させていただければと考えてございます。本委員会終了後、事務局から、まず、委員の皆様へ日程調整の方をさせていただければと思います。その後、先ほど出ました、原案等々を送付させていただければと思いますので、ご確認のほどよろしくをお願いいたします。

それでは以上をもちまして、第14回双葉町放射線量等検証委員会を終了いたします。本日はお忙しいところお集まりいただきまして、ありがとうございました。